

第 37 回家畜衛生部会での論点と対応方向の概要（案）

2019. 11. 19

1 飼養衛生管理に関すること

- ・ 韓国でのアフリカ豚コレラ発生については、国内で発生したと同等の危機意識を持つべき。
 - 基準に家畜所有者の責務規定及び発生リスク高まりへの追加措置への準備を記載。(1, 7)
- ・ 豚は飼養管理が複雑なため、ハード面だけでなくソフト面の対策が重要。
 - 基準のソフト面を強化。(3, 7, 15, 27 等)
- ・ ソフト面での穴を埋めるためには従業員教育の徹底が必要。
 - 基準により、マニュアル作成及び従業員教育を強化。(3)
- ・ IT 等を活用した衛生管理の評価制度など、農家が自ら利用できる自己点検の仕組みを参考とし工夫すべき。
 - 教材作成及び自己点検法に係る実証事業を検討。
- ・ 自衛防など地域全体で衛生管理の意識を高め、養豚農家どうしが最新の飼養衛生管理に関する情報を入手できる情報交換の場が必要。
 - 優良事例発表会、セミナー等の開催を検討。

2 飼養衛生管理基準に関すること

- ・ 飼養衛生管理基準は何を遵守すべきか明らかにするため、細部まで明示することが必要。
 - 基準に具体的な取組内容を追記。パンフレット及び動画等でより具体的に周知。(8, 14, 15, 16, 24, 25, 30, 31, 34, 35)
- ・ 飼料会社やと畜場等の関連業者の衛生管理対策が重要。飼養衛生管理基準に書き込めないか。
 - 基準で生産者から関連業者への働きかけについて記載。家伝法改正による消毒施設の設置義務化も検討。(3, 14, 16, 24, 34, 35)

- ・ ハザードを決め、リスクを分析してリスクに応じたバイオセキュリティとすることが適当。
- ・ 発生地域も非発生地域も同様の基準で規制することが適当かよく検討すべき。
- ・ 飼養衛生管理基準は平時における対応を基本とすべき。
 - 基準に発生地域での規定を追加。(7, 13, 21, 25, 27)
- ・ 養豚場の規模の大小に応じた規制とすることが適当かよく検討すべき。
 - 基準では通報体制等に大規模要件を継続する(5, 6)ものの、消毒等の防疫措置は規模による差は設けない。
- ・ 飼養衛生管理基準は細かくハードルが高い。現場で十分に理解されていないのではないか。
 - パンフレット、動画等でより具体的に周知。
- ・ 発生農場調査が、農家の穴を探すこと目的のように見える。疫学調査結果の伝え方について配慮し、本来の活用目的が伝わるよう工夫すべき。
 - 各種通知を発出する際に、考え方を明示することで理解醸成を図る。

3 飼養衛生管理基準の遵守徹底のあり方

- ・ 生産者が主体的に高い意識をもって取り組めるようにすることが大事。
 - 基準に家畜所有者の責務規定を記載。(1)
- ・ (農場へのウイルス侵入防止を徹底するなら) 放牧を推奨している政策との整合性を整理すべき。
 - 基準にリスクに応じた放牧制限に対応できるよう準備措置を追加。(9)
- ・ 飼養衛生管理基準の実効性を担保するためには、家畜防疫員が不足しているのではないか。
 - 教材活用、自己点検等の取組を推進するよう検討。
- ・ 飼養衛生管理基準を農場従業員一人一人が理解できるようかみ砕いたツールを作る、段階的に体験させるなど、末端まで行き届かせる仕組みが重要。

→ 動画発信、教材作成等を検討。

- ・ 農家が発生予防のためにどのような対策をすれば良いか容易に理解できるよう、伝え方を工夫した方が良い。

→ パンフレット、動画等でより具体的にわかりやすく周知。

4 その他

- ・ 発生後に正しい情報が国民・消費者に伝わるようにすべき。

→ HP の改善を検討。